

令和2年5月11日

保護者の皆様

三重県立菰野高等学校

### 今後の学校教育活動の再開にかかる検討状況について

保護者の皆様におかれましては、平素より、また臨時休業期間中の本校の取組に対してご理解・ご協力を賜り、改めて心より御礼申し上げます。

さて、本県におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に向けた「三重県緊急事態措置（4月20日）」が実施され、学校は休止を要請する施設に指定されました。このことを受けて、県立学校については、緊急事態措置における5月6日までの移動自粛の効果が約2週間先に確認されることなどから、5月31日まで臨時休業として、休業期間中の登校日については5月20日に、学校の再開については5月25日に県教育委員会が判断することとしていました。

こうした中、県内の感染者は4月25日以降確認されていない状況にあり、5月5日に発表された「三重県緊急事態措置（ver. 2）」において、学校は休止を要請しない施設となりました。また、5月14日には国の専門家会議が最新の分析を行い、緊急事態宣言について何らかの見直しが見込まれます。

このようなことから、県教育委員会においては、子どもたちの安全を第一に考えつつ、学びの継続を保障するため、5月14日に国の発令の見直しが行われた場合には、本県の感染状況に加えて、愛知県、岐阜県の発令内容、隣接県の対応などを踏まえ、登校日や学校再開の判断を早め、状況によっては5月18日から学校を再開し、学年別の分散登校を段階的に始めることを検討しています。

こうした状況をふまえ、本校におきましては、学校が再開された場合、在校時及び登下校時の感染防止対策を徹底したうえで、分散登校を実施することについての検討を始めたところです。

このことについては、これからの感染状況や、5月14日に発表予定の国の方針の内容によって変更があり得ますが、取り急ぎ、現在の検討状況として、保護者の皆様方にもご連絡させていただきます。

学校教育活動を再開する場合の具体的な日程や登校の仕方など、詳細につきましては、5月14日以降に改めてお知らせしますので、ご承知おきください。

また、今回の臨時休業に伴い、お子様の学習を保障するため、夏季休業期間の変更をはじめ、次のように対応しますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 記

- 1 4月15日(水)～5月31日(日)の休業により、各教科・科目等の授業ができなかった日数は23日程度となっています。(行事、身体測定、中間考査等の日数は除いています。)このことから、6月以降の行事の精選や夏季休業期間の短縮(7月28日(木)から8月26日(水)まで)等による対応で、約23日間の授業日を確保します。
- 2 オンラインでの授業や課題等で学習目標を達成できる内容については、5月の臨時休業、夏季休業の期間で対応し、6月以降の授業内容について精選を図ります。  
なお、課題がうまく進まない生徒、課題を早く完了した生徒、特に別の対応を希望する生徒に対しては、個別に対応させていただきます。
- 3 臨時休業期間における課題の定着度を確認するため、5月にオンラインでの授業を8回実施します。臨時休業明けに確認テストの実施(6月2日)、課題プリントの提出を予定しています。
- 4 1学期の成績については、臨時休業期間における課題の取組状況や成果、学校再開後の授業や7月に実施する定期考査等の状況を踏まえ、総合的に判断します。
- 5 進学・就職に関係する試験や資格取得に係る補習等については、全国の動きを注視するとともに、進路指導部が中心となって、関係機関からの情報を収集のうえ、案内します。
- 6 担任がオンラインでの朝のホームルームを実施します。各学年の時間帯は次のとおりです。

1学年 8:30～、2学年 8:45～、3学年 9:00～

※ スマートフォン等を有していない生徒については、学校から電話連絡をします。

- 7 この他に不明な点等があれば、以下の電話番号に9時から17時までに問い合わせてください。

1年生 059-393-1979

2年生 059-393-1982

3年生 059-393-1983